

③ 非正規職員の給与体系の見直し

会計年度任用職員

制度移行時(令和2年度)から令和7年度までの間における行政職給料表の改定状況

1級(1～93号給)		
号給	R2⇒R7の 累積改定額	職種の例
1	37,400円	事務系 [※] ・トスタッフ
⋮		
23	39,800円	親子教室母子指導員
⋮		
30	36,300円	保健指導専門員
⋮		
45	30,100円	こころの相談専門員
⋮		
55	24,200円	ひきこもり等相談員
⋮		
93	10,500円	-

2級(1～73号給)		
号給	R2⇒R7の 累積改定額	職種の例
1	33,600円	-
⋮		
58	8,300円	心理相談員
⋮		
73	5,000円	家庭児童相談員

- 総務省からの助言(次頁参照)を踏まえ、会計年度任用職員の給料表は、常勤職員の給料表を準用している。
- 会計年度任用職員は、年齢ではなくその専門性等に基づき、各職種における報酬水準を定めている。
- 近年の人勧は、若年層を中心とした月例給の引上げとなっている。
- そのため、左記のとおり、**職種により改定額の差が大きい。**

※ 「累積改定額」は、報酬ではなく給料月額ベースの改定額

③ 非正規職員の給与体系の見直し

会計年度任用職員

総務省からの技術的助言

月例給について	給与改定について
・ 常勤職員の給料表を基礎とすること ・ 職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮 ・ 地域の民間企業における同一又は類似の職種の労働者の給与水準の状況等にも十分留意	常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、 常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本 とし、適切に対処すること

他団体の状況【常勤職員の給料表を基礎としているか(一般事務職員)】

区分	基礎としている	基礎としていない
都道府県	47	0
指定都市	19	1
市区	751	40
町村	887	27
一部事務組合等	703	39
合 計	2,407	107
団体の割合	95.7%	4.3%

他団体においても、職種間の改定額に不均衡が生じている。財政負担の増加や再任用職員の給与とのバランスといった課題はあるが、総務省の助言を踏まえると、常勤職員に準じた給与体系とせざるを得ず、左記のとおり、**95.7%の団体が常勤職員の給料表を基礎**としている。

(単位:団体数。総務省の調査結果(令和5年4月1日時点)より)

③ 非正規職員の給与体系の見直し

任期付職員の給料表(令和6年度の改定)

※ 備考欄には、給料月額又は改定率を準用している級・号給を記載

号給	改定前		改定後				
	給料月額①	間差額	給料月額②	間差額	改定率	改定額②-①	備考
1の1	181,800		207,400		14.08%	25,600	(行)1-17
1の2	187,300	5,500	213,600	6,200	14.04%	26,300	(行)1-21
1の3	196,200	8,900	220,000	6,400	12.13%	23,800	(行)1-25
2の1	205,200	9,000	225,600	5,600	9.94%	20,400	(行)1-29
2の2	210,600	5,400	230,000	4,400	9.21%	19,400	(行)1-33
2の3	215,600	5,000	233,300	3,300	8.21%	17,700	(行)1-37
3の1	220,900	5,300	238,200	4,900	7.83%	17,300	(行)1-41
3の2	225,400	4,500	241,400	3,200	7.10%	16,000	(行)1-45
3の3	229,600	4,200	243,800	2,400	6.18%	14,200	(行)1-49
4の1	240,800	11,200	253,200	9,400	5.15%	12,400	(行)1-68
4の2	252,700	11,900	264,700	11,500	4.75%	12,000	(行)1-72
4の3	264,200	11,500	275,900	11,200	4.43%	11,700	(行)1-76

任期付職員の給料については、これまで、正職員の改定を踏まえた改定を実施しているが、年度により各号給の改定率がまちまちであることから、適切な間差が確保できるよう、そのときどきで準用する号給を検討する必要がある、各号給の理屈づけと円滑な改定作業が困難となっている。